

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01212

研究課題名(和文) ロシアにおける権威主義的秩序のもとでの憲法裁判の研究

研究課題名(英文) Study on constitutional adjudication under the authoritarian regime in Russia

研究代表者

佐藤 史人 (Sato, Fumito)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：50350418

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：1990年代に人権保障に積極的であったロシア憲法裁判所は、2000年代に政治部門への従属を強めたが、その活動はなお活発である。権威主義体制下でのこのような「積極主義」の背景には、比例原則を用いて違憲審査を行い、「決定」を通じて通常裁判所の形式的な法適用を改めるなど、いまなお人権保障において積極的な役割を果たしている側面がある。他方で、憲法裁判所は、価値論的アプローチの適用やヨーロッパ人権裁判所の判決の審査など、権力の行動を正当化するという意味でも積極的である。このように、憲法裁判所は、法治の維持と専制の擁護という二つの顔を使い分けつつ、権威主義体制において自らの存続を図っている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在のロシアでは、権威主義的政治体制のもとで、憲法裁判所が積極的に活動している。かかる状況は、従来の研究で援用されることの多かった「移行論」的視角では十分に説明できないものであり、欧米やロシアでもこの角度から憲法裁判所を包括的に扱った研究はない。本研究は、こうした領域に光を当て、権力分立など憲法裁判所が本来の役割を実現できない領域や、権威主義体制を正当化する役割を果たしている領域が存在することを確認する一方で、憲法裁判所が、通常裁判所の法解釈・適用の改善など一定の領域では今なお積極的な役割を果たしていることを明らかにし、民主化と法の支配の進化の関係性について一定の示唆を与えるものである。

研究成果の概要(英文)：The Russian Constitutional Court, actively contributing to guaranteeing human rights in the 1990s, became more subordinate to the political sector in the 2000s, but its activities are still active. This "activism" under the authoritarian regime is partly due to the fact that it still plays an active role in guaranteeing human rights, using the principle of proportionality to constitutional review and reforming the formal application of the law by ordinary courts through its "decisions." On the other hand, the Constitutional Court is also active in terms of legitimizing the actions of power through the application of the "value theory approach" and the review of judgments of the European Court of Human Rights. In this way, the Constitutional Court uses the two faces of maintaining the rule of law and defending autocracy to ensure its survival in an authoritarian regime.

研究分野：ロシア法

キーワード：ロシア憲法 憲法裁判所 権威主義 ヨーロッパ人権裁判所

1. 研究開始当初の背景

ロシア憲法裁判所は、1991年に設置された後、ソビエト時代の遅れた一連の刑事手続を違憲とするなど、90年代を通じてロシアの人権状況の改善に貢献した。しかし、ロシアの政治体制の権威主義化が進行するにともない、憲法裁判所の機構において看過できない変化が見られるようになった。2009年および2010年の憲法裁判所法改正を通じて憲法裁判所の政治部門に対する従属が進行し、憲法裁判所の活動が今後は低調になっていくであろうと予想された。

しかし、実際には、憲法裁判所は、本案に関する終局的な裁判の形式ではない「決定」という形式の裁判を通じて、法実証主義的な姿勢を墨守する通常裁判所に影響を及ぼそうとするなど、依然として人権保障の領域において一定の肯定的な役割を果たし続けた。また、ロシア憲法裁判所は、多様な方向でその権限を拡張させ、政治体制の権威主義化のもとで憲法裁判の活動範囲を縮小させた2010年代のハンガリーなどとは対照的な状況にあった。このような近年の「積極主義」は、権威主義的秩序のもとでの憲法裁判という観点から、ロシア憲法裁判所のあり方について再検討することを要請する。

しかし、以上の状況をトータルに検討し、権威主義的な政治秩序の中で憲法裁判が果たす役割に焦点を当てた研究は、内外ともに存在しなかった。我が国における旧ソ連・東欧圏の違憲審査制に係わる包括的な研究として、小森田秋夫の論文があるが(2005年)当該研究は、ポスト共産主義体制の崩壊に伴って憲法裁判所制度が誕生し、既存の法制度にポジティブな影響を与えていた時期の業績であり、権威主義化という視角から憲法裁判を分析したものではなかった。また、欧米では、民主主義と権威主義の中間にあるレジームを、競争的権威主義などの概念によって把握しようとする政治学の動向に刺激を受けたタシュネットの権威主義的立憲主義論が注目されるが(2014年)タシュネットの議論は、試論的なものに留まり、その射程も権威主義体制における司法の役割には及ばなかった。ロシアでは、憲法裁判所の現状を理論化する試みとして、この時期に注目されたのが、憲法裁判所裁判官であるポーンダリの「司法立憲主義」論である。この理論は、憲法裁判所の活動を包括的に分析し、憲法裁判所が創出する「生ける憲法」が憲法の発展に貢献すると指摘するが、ポーンダリの主張は、憲法裁判所の活動のアポロギアという性格が強く、権威主義体制のもとで憲法裁判制度が果たす社会的機能を明らかにしない。本研究が主な対象としたのは、このような司法立憲主義論というイデオロギーを生じさせるメカニズムの分析である。

2. 研究の目的

従来のポスト共産主義国における憲法裁判を分析する際の主な視角は、いわゆる「移行論」であった。この視座によれば、権威主義体制が崩壊した国は、民主化に向けた移行国であるとみなされ、民主化は本質的に自然なプロセスであると考えられた。したがって、民主化の遅れが生じた場合であっても、それは原則に対する例外として理解された。また、移行論では、民主化、市場経済化、法の支配の深化が、ともに正のフィードバック関係にあると想定されていた。したがって、従来の旧ソ連東欧諸国における憲法裁判の主要なテーマとは、民主化のプロセスのなかで憲法裁判所が設置され、それが、従来の司法のあり方(人権保障、政治部門の統制、法の解釈、法令実務の統一など)にどのようなポジティブな影響を及ぼすのか、という視点に基づくものであった。

しかし、2000年代以降、このような移行論的な視座は、旧ソ連東欧諸国の少なからぬ国々における権威主義化に直面して、再考を迫られることになった。しかし、憲法裁判の領域においても、政治体制が権威主義化することによって、政治部門に対する統制機能が弱まることは容易に想定されうるにしても、憲法裁判の意義が、どの程度持続しうるのか、ということについては判断が難しい。このような状況において、従来の移行論とは異なる視角から、ロシアにおける憲法裁判の機能を改めて分析することが求められることになる。このように、本研究が扱おうとしたのは、権威主義体制下のロシアにおける憲法裁判所が、今なお有するであろう可能性と、その限界とを見極めるという作業であった。

3. 研究の方法

本研究は、ロシアにおける憲法裁判所の動態を、権威主義体制の持つ法治と専制という二つの顔に対応する機能について検討することで、権威主義体制下における憲法裁判の可能性と限界を確認しようとするものである。そのために、以下の事項について、研究を行うこととした。

第一に、憲法裁判所が活動する前提となるロシアの憲法体制の動向を検討し、研究者自身のロシア憲法体制論を提示することとした(なお、本研究の途上で2020年にロシア憲法が大規模に改正されたため、その実態についてもフォローをした)。第二の課題は、憲法裁判所の制度的な特徴の把握であり、これは、以下の研究を遂行するための前提知識となる。第三に、憲法裁判所の具体的な活動の動態を分析するために、以下の事項を扱うこととした。まず、憲法裁判所におい

て適用される違憲審査基準を切り口として、ロシアにおける人権保障の実効性を検証することとした。また、憲法裁判所の活動が、他の裁判所（主に最高裁を頂点とする通常裁判所）の活動にいかなる影響を与えてきたのかについても検討することとした。第四は、ヨーロッパ人権裁判所との関わりから、ロシア憲法裁判所の活動を評価することである。2000年代以降のロシア憲法裁判所の活動は、ヨーロッパ人権裁判所の活動と密接に関わりつつ展開されており、同一の問題について両裁判所が判断を示すこともあるため、人権裁判所の判例は憲法裁判所を分析するための比較の素材として必要不可欠である。この点については、憲法裁判所と人権裁判所が協調して人権保護のために活動した事例と、政治部門の利害に深く関わるがゆえにその対応が異なる事例を扱うこととした。最後に、本研究では、比較の素材としてハンガリーの動向も参照しつつ、ロシアにおける権威主義化の背景および、そのような背景の中で重要な憲法上の論点として浮上した憲法アイデンティティ論について検討することを通じて、ロシア憲法裁判所が置かれた現状を描写することとした。

かかる課題を実現するため、文献の収集および検討を基礎にした法現象の分析を進めるとともに、資料ではフォローしきれない事実を確認するため、ロシアにおける聞き取り調査を進めることとした。ただし、本研究の最終局面である2020年にコロナ感染症のパンデミックが生じて現地調査が行えなくなり、憲法裁判所制度を運用する当事者に本研究の内容を直接に確認することはできなかった。

4. 研究成果

本研究の成果として得られた知見は、以下の通りである。

(1)まず、93年憲法体制を分析し、ロシア憲法裁判所が置かれた政治的・法的背景について、以下のような視点を打ち出した。すなわち、93年憲法体制を、現代立憲主義の成果を反映した文書と、新自由主義的市場経済化の産物という、潜在的に矛盾しうる二つの要素を抱えたものとして把握する視座である。法治国家原則、権力分立原則、司法権の独立、人権概念といった憲法裁判所を支える前提に対応するのが前者の要因であり、後者に該当するのが、新自由主義的市場経済化を権威主義的統治によって乗り切るために設置された強力な大統領制という要素である。ロシアの憲法秩序を論じる際には、東方ロシアの伝統的要素（モスクワ大公国以来のロシア法文化の伝統）と、そこに事後に埋め込まれた西方の法の支配との矛盾という角度からアプローチされる場合が多いのではないと思われる。これに対し、本研究は、憲法裁判所を、ロシア憲法に内在する西欧的で現代的な二つの要因の矛盾という視角から読み解こうとするものであり、「93年憲法がロシアと『西側』との共著作品である」こと、「ロシアの新自由主義的改革を支持する国際社会、とりわけ『西側』の関与なくしては成立しなかった」ことが、現在なお屈折した形で、ロシアの憲法体制を規定し続けているとの認識に立っている。

なお、2020年に憲法改正がなされ、上記のととのバランスが、後者に著しく傾くこととなったことから、この点についても補足的に研究を行った。当該憲法改正に基づいて成立した憲法体制については、友敵理論（条約に対する憲法の優位条項、外国籍保持者の公務就任権の制限条項など）、反エリート主義（社会権保護を通じた市民への「配慮」）、反自由民主主義（アイデンティティ条項、大統領任期の延長など）に立脚することを根拠として、「ポピュリズム立憲主義」と位置づける視座を提示し、それがロシア固有の現象ではなく、2011年ハンガリー憲法など世界的にも広く見られる現象であるとの認識に達した。

(2)また、権威主義体制下における憲法裁判所の役割に関しては、法の解釈のあり方、および、憲法裁判所の他の裁判所に対する影響について検討した。その結果、この領域では憲法裁判所が、憲法や憲法裁判所法で規定された自らの権限を裁判実務を通じて拡張しつつ、通常裁判所に対して肯定的な影響を及ぼしていることが確認された。

法の解釈に関して、ポスト共産主義国は伝統的に、チェコの研究者ズデネク・キューンが指摘するところの「縛られた判決形成イデオロギー」を維持していた。これは、裁判所の解釈は法律の文言に縛られるべきだとする考えであり、19世紀においては大陸法諸国において広く信奉されていたが、20世紀の行政国家化現象などに伴って西側では放棄され、裁判官の法創造が積極的に評価されるようになった。これに対し、ソ連・東欧諸国の場合、反多元主義的なイデオロギーの存在に加え、憲法事件や行政事件、商事事件が裁判所の管轄外に置かれ、裁判官が扱う事件が比較的単純だったこともあって、20世紀後半においてもなお、法文を解釈する際には、文理解釈、論理的解釈が中心的な役割を果たす一方で、目的論的解釈や類推解釈は警戒され、裁判官は形式的に法を適用する傾向にあった。

体制転換後に裁判所の管轄が拡張され、裁判官に柔軟な法解釈が要請されるようになっても、ロシアでは、従来の解釈手法が依然として裁判所から払拭されなかった。そうしたなか、ロシアの憲法裁判所は、本来は本案について解決する裁判形式ではなく、したがって手続的な判断を示す手法に過ぎなかった「決定」という形式を通じて、通常裁判所に対し係争対象となった法令の

合憲的解釈を示すことによって、法治国家にふさわしい非形式的なアプローチを通常裁判所に示す姿勢をたびたび示すようになった（例えば、2013年6月4日の決定902号）。また、これは本研究が新たに解明した知見ではないが、憲法裁判所は、具体的規範統制をめぐる最高裁判所との憲法保障の役割分担をめぐる紛争を通じて、一方では通常裁判所が憲法を直接適用することで事件を迅速に解決することを認めつつ、そうした憲法問題を内包する事件については憲法裁判所への移送が義務づけられることを明らかにすることによって、憲法裁判所と通常裁判所の役割分担を整理しつつ、自らの通常裁判所に対する影響力を確保した。本研究が着目したこのような憲法裁判の側面は、憲法裁判所が権威主義体制下でなお、一定の肯定的役割を發揮しうることを示唆するものである。

（3）権威主義体制の二つの特徴、すなわち、法治と専制に対応した憲法裁判所の「二つの顔」が現れる領域の一つとして、違憲審査基準に関する問題がある。管見の限りでは、この問題をロシアに即して立ち入って検討した例はない。本研究により得られた知見としては、ロシアでもわが国で三段階審査論として知られる手法と同一の方法が用いられていること、国家による介入の正当性の審査には比例原則が適用されており、実際にこの観点から法令違憲を認定した種々の裁判例が存在することをあげることができる。

他方で、ロシアの多くの学者は、憲法裁判所は比例原則の内容を十分に整理しておらず、この審査基準が一貫し、完全な形では適用されていないなどと批判していることが、あわせて確認された。また、政治部門の利害を強く反映した事件においては、いわゆる「価値論的アプローチ」と呼ばれる手法が用いられている。これは、同性愛宣伝規制立法などを審査する際に用いられた手法であり、社会に存在する保守的、伝統的価値観に憲法上の意義を認め、比例原則を適用せずにそうした価値を根拠として（法令の手段審査などをバイパスして）法令を合憲とする手法である。このほかにも、「国家の利益」が問題になる局面において、比例原則が、本来の趣旨とは反対に「人権は公益を損なわない限りで実現できる」とする趣旨で用いられる場合がある。また、憲法の諸価値の階層構造を否定する見解も有力であり、「二重の基準」的発想がないなど、審査基準論において克服されるべき課題は多い。

このように、違憲審査基準をめぐる動向は、権威主義体制における憲法裁判所の二面性を、直裁に反映した論点であることが明らかになった。違憲審査基準論はロシアの憲法学界でも流行のテーマとなっているが、そのことは、この問題が、現在の政治情勢の中では最も状況を改善できる見込みの高い領域として認識されていることを示唆している。

（4）憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所の関係は、憲法裁判所の上述の「二つの顔」が典型的に現れる領域である。2015年の憲法裁判所法改正によって、ヨーロッパ人権裁判所の判決の執行がロシア憲法に照らして可能かどうかを判断する権限が憲法裁判所に付与され、当該手続きに基づき、ヨーロッパ人権裁判所の判決の執行可能性を否定する二つの判決がこれまでに憲法裁判所によって言い渡されている。このような状況の下、憲法裁判所と人権裁判所の関係については、両者を極めて対立的に描き出す見解が有力となっている、しかし、本研究では、かかる状況においてなお、憲法裁判所はロシアの政治部門を牽制し、ロシアの政治部門と欧州人権保証機構の間の対立を先鋭化させることなく、問題解決を図ろうとしている側面があることを明らかにした。憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所の関係については、その全体像を俯瞰した総論的研究を行ったほか、両者の強調と対立が具体的に現れている領域についても一定の考察を行った。前者に属するのが、民事監督審改革であり、後者に属するのが2012年ロシア下院選挙及び州議会選挙の与党による不正投票疑惑に関するものである。

（5）ハンガリーを比較対象に加えつつ、ロシアの立憲主義の後退状況についてもその特徴付けを行い、ロシアとハンガリーでは、曖昧な「危機」を根拠として、政治体制の権威主義化、ハンガリーの場合には定着したかにみえた立憲主義の後退が進み、そうした変動をめぐる論争が、「憲法アイデンティティ」概念を通じて展開されていることを明らかにした。この概念は、現在の政治状況を批判するリベラル派の側も、憲法体制の変容を促進する保守派、政治部門の側も、それぞれこの概念に異なる内容を充填しつつ、自らの主張の根拠として援用している。ロシア憲法裁判所がこの概念を援用する際には、憲法の基本原理だけでなく、法外にある社会的な要素をも包含するものとして用いており、ナショナル・アイデンティティと同種のものとして理解している点にその特徴がある。憲法裁判所長のゾーリキンも、憲法アイデンティティは個々の国の憲法を区別する本質的原理であり、憲法と国民の関係を損ないうる脅威から憲法を護る概念であると述べ、こうした文脈から、西欧とロシアの社会・文化的な差異を強調している。前述の、憲法裁判所の「価値論的アプローチ」もまた、このような発想に立脚する。

（6）以上の考察から明らかのように、1990年代のハイブリッド・レジームのもとで、人権保

障や司法制度の改善に貢献した憲法裁判所は、政治レジームが権威主義へと変容した現在にあっても、比例原則を用いて法令の憲法審査を行い、「決定」を通じて通常裁判所に影響を行使しようとするなど、いまなお憲法の保障人としての役割を完全に放棄しているわけではない。他方で、それだけで政治部門の歓心を得ることは不十分であり、価値論的アプローチ、逆「比例原則」に基づく違憲審査、ヨーロッパ人権裁判所の判決の執行可能性審査などを実行することによって、政治部門の行動を正当化する役割も果たしている。このように、現在、憲法裁判所が果たしている機能には、法治の維持と専制の擁護という二つの顔が並行して存在しており、係る状況をもって「憲法裁判の死」を論じるロシア研究者も存在する。たしかに、現在の憲法裁判所に、一定の人権保護機能を果たして国民の信頼を得ながらも、トータルには政府を正当化する「権力の婢」の姿を見ることは不可能ではない。しかし、本研究によれば、憲法裁判所には、それでもなお、権威主義体制と折り合える範囲で憲法の番人としての役割が果たせる余地を探る姿が確認されるのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 佐藤史人	4. 巻 33
2. 論文標題 ロシア・ハンガリーにおける「危機」の常態化と立憲主義	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 憲法問題	6. 最初と最後の頁 92-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤史人	4. 巻 66(1)
2. 論文標題 ロシアにおける新型コロナウイルスへの法的対応 非常事態における連邦制の「復権」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 47-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤史人	4. 巻 1
2. 論文標題 自由選挙の保障と開票手続 票の再集計手続の不正に対する実効的審査の欠如 ダヴィードフ判決	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人権判例報	6. 最初と最後の頁 15-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Fumito Sato	4. 巻 Vol. 6
2. 論文標題 The Constitutional Review Models from Transitional Countries: A case of Russia	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Nagoya University Asian Law Bulletin	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤史人	4. 巻 80
2. 論文標題 ロシア民事監督審におけるヨーロッパ人権裁判所判決の影響と受容	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 117-123
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 佐藤史人
2. 発表標題 ロシア・ハンガリーにおける「危機」の常態化と立憲主義
3. 学会等名 全国憲法研究会2022年周期研究総会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 佐藤史人
2. 発表標題 プーチン憲法はエリツィン憲法のアイデンティティを変えたのか 2020年改正ロシア連邦憲法試論
3. 学会等名 名古屋ロシア憲法判例研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Fumito Sato
2. 発表標題 Legal regulations of COVID-19 in Japan: from a constitutional perspective
3. 学会等名 International scientific-practical conference "Issues of consolidating constitutionalism in new Uzbekistan: national and foreign practice"
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Fumito Sato
2. 発表標題 The Constitutional Review Models from other Asian Jurisdictions:A case of Russia
3. 学会等名 Workshop on the "Emergence and Features of the Constitutional Review Bodies in Asia - A Comparative Analysis of Transitional Countries' Development"
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐藤史人
2. 発表標題 ロシアの憲法裁判における違憲審査基準 比例原則の適用を中心に
3. 学会等名 名古屋ロシア憲法判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐藤史人
2. 発表標題 ロシア司法制度における人権裁判所の判決の影響と受容
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 小畑 郁、江島 晶子、北村 泰三、建石 真公子、戸波 江二	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 572
3. 書名 ヨーロッパ人権裁判所の判例	

1. 著者名 畑博行、小森田秋夫	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有信堂高文社	5. 総ページ数 640
3. 書名 世界の憲法集〔第五版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------